

学校法人 大東文化学園  
理事長 市川 護 様

大東文化学園教職員組合連合  
執行委員長 山口 由二

## 2014 年度春闘要求書

大東文化学園教職員組合連合は組合員の総意に基づき、下記諸項目について要求する。団体交渉の場で特段の協議の対象とならない項目を含め、2014 年 6 月 16 日までに、すべての項目について文書をもって誠意ある回答を行うよう求める。

### 記

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被害は甚大で、復興の道のりは遠く、また福島では原発事故による放射性物質の放出、拡散により、未曾有の災厄をもたらしている。このため、今もなお、故郷の地を離れ、避難生活を続ける被災者の方々が全国で 26 万 7 千人(2014 年 2 月現在)おられる。教育機関に働く私たちにとって、被災者たちが抱え込んでいる推し量ることのできない苦悩と憤怒の念に寄り添いながら、解決への糸口を探らざるを得ない日々が続いている。

一昨年 12 月に誕生した安倍政権は、機動的な財政出動、大胆な金融緩和策、民間活力を生かす成長戦略(三本の矢)を打ち出し、円安、株高にふれ、同時に経済 3 団体に異例の賃上げ要請を行い、これを受けて大企業を中心に、ベースアップや一時金獲得などの賃上げ回答が相次いでいる。その一方で、本年 4 月からは 3%の消費増税が実施され、経済のインフレ傾向と相まって、市民は景気回復を実感できずにいる。

また、学生・生徒と保護者の経済的状況は統計を見るかぎり改善の兆しはなく、依然として、学費未納による除籍や経済的な理由による退学が多い。本学において、組合の提案で始まった経済困窮者に対する学費免除制度にもかかわらず、学費未納による退学者や除籍者は 2009 年度 41 名、2010 年度 91 名、2011 年度 151 名、2012 年度 123 名と高止まり状況にある。さらに、保護者から子どもへの仕送り額は前年より 170 円少なくなり 69,610 円へと 10 年前に比べて 2 万 7550 円も減少している。この額は 1982 年(69,380 円)とほぼ同じレベルで、しかも実家からの仕送り額が 5 万円以下になった下宿生は 25.1%から 26.8%へと増加しているという(全国大学生生活協同組合連合「第 48 回学生生活実態調査の概況報告」2013 年 2 月)。希望に燃えて入学した学生が、学費を支払えないために除籍され、あるいは経済的な理由で退学せざるを得ない不幸な事態を、私たちは決して看過することはできない。

また、帰属収入総額に対する教育研究費比率を見ると本学園(大学の場合)は 29.8%(平成 23 年度)

と、私大平均 30.9%(日本私立学校振興・共済事業団「平成 24 年度版 今日の私学財政」)より 1.1%低くなっている。高等教育機関の重要な機能とも考えられる教育・研究に十分な資金が回らず、貧困な教育・研究条件が続くならば、激化する大学間競争・学校間競争に生き残ることは一層厳しくなるであろう。

私たち教職員組合連合は、今こそ学生・生徒に安心して勉学できる環境を保障すべく、教育・研究分野を中心に財政支出を行うべきだと考える。高校設備に関して言えば、グラウンドや自習室など、多くの学校が力を入れている設備が相対的に不十分という状況については、理事会にも大きな責任がある。昨年の大東文化学園の財政分析研究会では、大学が総資産の 3 分の 2 にあたる 600 億円以上の金融資産を保有していることが明らかになった。たしかに、金融収益はこれまで学園財政に寄与してきたが、大学本来の姿として、これを原資として教育・研究施設の充実を行うことは、義務といっても過言ではないように思える。

この数年間、私たち教職員組合連合は、以下に掲げた基本的な目標と理念を掲げて春闘に臨んできた。この目標と理念に変わりはないが、今年度はその中でも第 6 の柱を最重要視し、学生・生徒が安心して勉学に励み、充実した学園生活を送ることができるよう、財政支出の増額を最重点課題として要求する。その上で前年度に引き続き、正規雇用と非正規雇用の格差是正を求める社会的要請に応え、非専任教職員、とりわけ大学非常勤講師・高校非常勤講師の待遇改善を要求する。また、2011 年度以降の新規採用教育職員の 65 歳定年制の改革、育児休暇の延長なども課題として要求する。

- 
1. 多様な年齢・職種・生活条件の教職員がそれぞれ意欲と情熱を持って働くことができるよう、賃金・手当（役職手当を除く）の水準を維持・向上させると共に、格差・不公平を是正すること。
  2. すべての教職員が安心して意欲と情熱を持って働けるよう、教育・研究・労働条件を整備すること。
  3. 人事（配置転換、職種変更、雇用解除等）に関して、法律を遵守することはもちろん、本人の人権、人格と意向を尊重し、十分な事前説明を行うこと。
  4. 非専任職員（とりわけアルバイト職員・臨時職員・嘱託職員）の待遇と業務内容について見直すこと。
  5. 全構成員の安全・健康・人権、および環境を守る諸制度・システムを整備すること。
  6. 経済的・身体的ハンディキャップを持つ者も含め、すべての学生・生徒・園児が安全・安心の基盤の上に、意欲と情熱を持って勉学し、学園生活を送ることができるよう、制度・環境・設備を改善し、教学・事務的人的サポート体制を確立すること。
  7. 学園の将来ビジョンの策定や施設・制度の改廃にあたっては、積極的に情報公開を行い、さまざまなレベルでの参加を促して、全構成員の創意を引き出し、合意を形成することを重視すること。
  8. 「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という新たな理念に則り、本学園を国籍、民族、性別、身体的諸条件が異なる構成員が生き生きと交流して活力を生み出す「多文化共生型キャンパス」へと作りかえていくこと。
- 

以上の目標・理念と基本的な考えに立脚し、以下の具体的な改善策を要求する。なお、それらの要求のうち、非専任教職員の給与改善に関わる項目を除き、実施にあたって規則の改正ないし制定を必要とすると同時に、今年度 4 月に遡及することが困難な項目については、速やかに規則の改正ないし制定の作業を進め、今年度下半期からの実施を目指すよう併せて要求する。

# I 教職員の給与の改善

## 1 専任教職員給与の改善

専任教職員の給与について3%のベースアップをすること。

## 2 事務職員定年延長

事務職員を65歳定年とすること。定年延長が実現するまでの期間、俸給月額を定年退職時と同額とすること。

## 3 非常勤講師給与の改善

### 3-1 大学非常勤講師

給与を下記のとおり改善すること（1号俸ずつ引き上げ、7号俸は1000円アップすること）。

号俸	大学卒後年数	1コマ月額
1	10年未満	26,900円
2	10年以上15年未満	27,600円
3	15年以上20年未満	28,300円
4	20年以上25年未満	28,900円
5	25年以上30年未満	29,700円
6	30年以上36年未満	30,600円
7	36年以上	31,600円

### 3-2 高校非常勤講師

給与を次のとおり改善すること。

号俸	大学卒後年数	1コマ月額
1	5年未満	12,600円
2	5年以上10年未満	13,300円
3	10年以上15年未満	13,800円
4	15年以上20年未満	14,150円
5	20年以上	14,500円

## 4 非専任講師給与の改善

### 大学特任講師

現在の年俸の3%の増額と、段階的に昇給制度の創設について協議すること。

## 5 嘱託・臨時職員およびアルバイト職員給与の改善

### 5-1 嘱託・臨時職員

嘱託・臨時職員給与を一律1日当たり630円引き上げること。

### 5-2 アルバイト職員

東京地域は940円(時給)に、埼玉地域は860円(時給)に引き上げること。

## II 役職者手当制度の改革

- 1 前記Iを実現するための財源として、また、帰属収入に対する人件費比率の重要な抑制策として、現行の役職者手当制度を以下のとおり改めること。
  - (1) 期末手当の算定基礎から、「給与規則」別表10に定める「職務に対応する加算額」を全廃すること。
  - (2) 勤勉手当の算定基礎から、「給与規則」別表10に定める「職務に対応する加算額」を全廃すること。
  - (3) 役職の整理・合理化(別表8の改定も含む)を図ること。
- 2 上記の(1),(2)の内容に沿った「給与規則」の改正を速やかに行い、2014年度下半期から実施すること。

## III 一時金

- 1 専任教職員(大学教育職員、事務職員、医療職員、技能・用務職員、高校教育職員、幼稚園教育職員)に対し、夏期および冬期の一時金を2009年度以前(夏季の0.8カ月、冬季0.8カ月)の方式で支給すること。その際、上記IIの1により、一時金の算定基礎に役職者手当を含めないこと。
- 2 前項に掲げた以外の教職員(国際交流センター特任教員のうち旧別科嘱託講師、特別専任事務職員、嘱託講師、契約専任実習助手、特任実習助手、契約教諭、特任・専門・用務嘱託、臨時職員、研究補助員および高校非常勤講師)に対し、それぞれのカ月を前年度並みとし、一律金を前年度水準よりも年1万円増額すること。

## IV 教育・研究・労働条件の改善

### 共通部分

#### 1 海外引率出張手当

海外への学生・生徒引率出張の日当を一律 5,000 円とすること。

#### 2 国内出張手当

国内の一般出張の日当を、日帰り一律 1,800 円、宿泊一律 3,500 円に、学生・生徒引率出張の日当を、日帰り一律 2,500 円、宿泊一律 4,000 円とすること。

#### 3 育児休業制度の拡充

現行では 1 年 6 ヶ月まで育児休業を取得できるものとなっているが、最長 3 年まで取得ができるよう改正すること。

#### 4 入試負担業務への配慮：センター試験への対処

① センター試験監督手当として、リスニングの試験を含む場合、担当した教職員に 1 日につき 10,000 円、リスニング試験を含まない場合 5,000 円を支給すること。

② 2007 年 3 月 12 日の大学評議会における学長の回答をふまえて、大学入試センターから学園に支給された委託金の詳細について組合に開示すること。

### 大学専任教員

1 学部および大学院の超コマ手当については、法科大学院と同額にして 15,000 円とすること。(大学院の超コマ手当を 15,000 円に統一すること)

#### 2 大学教育職員の 65 歳定年制度について

70 歳定年制に戻すこと。制度変更までの間は、2011 年度採用以降の大学教育職員にたいして、継続雇用制度を早急に整備すること。

### 高校教員

#### A 専任教員

1 クラブ指導手当を 1 回あたり 500 円支給すること。

- 2 専任教員が退職した場合、その申し出の時期にかかわらず、次年度に後任の専任を採用できるように、柔軟な対応をすること。
- 3 高校の入試のための専任事務職員を配置すること。
- 4 学校説明会で日曜・祝日に出勤、出張したとき、日帰り一律 1,000 円の手当を支給すること。
- 5 高校教諭に休日出勤の代休を与える際は、当該年度内に取得できるようにすること。それができない場合、休日の前後 4 週間に取得できるようにすること。

## **B 非常勤講師**

- 1 高校非常勤講師に校長が授業以外に学校行事等の指導のための出勤を要請した場合、一日 1,000 円を支給すること。
- 2 高校非常勤講師が教科の要請によって教科会議に出席する場合、1 回につき 1,000 円を支給すること。
- 3 クラブ指導をしている高校非常勤講師および外部コーチに、クラブ指導コーチ料補助として、月 1,000 円を支給すること。

## **事務職員**

- 1 残業の削減（36 協定の遵守）に関して  
サービス残業が生じないように配慮したうえで、部署間の格差是正と残業削減のための具体的施策を講じること。
- 2 残業実態把握のために部署別月別残業時間に関する資料を開示すること。
- 3 入学試験実施当日の休日出勤と休日の授業実施に関わる休日出勤を代休扱いとすること。
- 4 事務職員を適正な数に増やすこと(他大学などとの比較をした上で)。
- 5 事務職員の特別契約職員制度を廃止し、65 歳定年制度を導入すること。さらに、導入計画について開示を求める。

## 嘱託・臨時職員・アルバイト職員

- 1 実質的に年間を通じて雇用されているアルバイト職員に対して 1 日の勤務時間を部署の必要に応じて弾力的に 7 時間にできるようにすること。
- 2 高校に勤務するアルバイト職員の雇用期間については、高校の授業日程に即しては定めること。
- 3 嘱託・臨時職員については、就業規則にあるように部署の必要に応じて年限にかかわらず再任を認めるようにすること。
- 4 優秀な人材の確保の観点から、アルバイト職員から嘱託・臨時職員へ、嘱託・臨時職員から専任職員への身分変更の機会を設けること。

## V 学生・生徒に対する財政的支援、および勉学条件の改善

### 財政的支援

#### 大学

- 1 学費減免および奨学金制度の拡充
  - (1) 授業料減免制度を速やかに改定し、今年度上半期からの全面的な実施を目指すこと。授業料全額免除 50 名、学費半額免除 100 名とすること。(法務研究科学生および外国人留学生を除く)
  - (2) 授業料減免制度をホームページに掲載すること。
  - (3) 現行の奨学金制度のうち、一般奨学金制度の支給額を全て 30 万円に引き上げること。
  - (4) 家計急変者特別修学支援奨学金の支給枠と支給金を拡大し、それぞれ 40 名(学部生 30 名+院生 10 名)、40 万円とすること。
  - (5) 留学生への支援を強化するために奨学金支給対象者を学部生 10 名、院生 20 名に拡大すること。
- 2 ゼミ合宿および新入生オリエンテーション合宿に参加する学生への補助

アクティブ・ラーニングの重要性が認識されている。専門演習の合宿参加学生に一律 3000 円(ただ

し年1回)の補助金を支給すること。

また新入生オリエンテーション合宿相当のプロジェクトについて、参加学生1名あたり一律2000円の補助金を支給すること。

## 高校

- 1 家計急変者特別就学支援金を20万円から40万円に引き上げること。
- 2 クラブの加盟登録費と大会参加費は学園が負担すること。

## 勉学条件の改善

### 大学

- 1 学生相談室の充実

学生相談室については、学生からの多様な相談・ニーズに常時的確な対応が出来るように、出校日と開室時間などに配慮すること。また状況に合わせて相談員の増員を行うこと。

- 2 図書館の充実

昨年度に引き続き、東松山、板橋の図書館の充実のための学園側からの財政面を含む全面的サポートを要求する。具体的には、以下のような改善を行うための学園側からの財政的支援を要求する。

- (1) 開館日を増やす
- (2) 開館時間を延長する
- (3) 板橋書庫棟の開架化および開館時間の延長、あるいは板橋図書館の開架スペースを増設し書庫棟の書籍を本館に移動する
- (4) 今年度の7月、1月の試験期間中の開館時間延長に伴い、学バス運行時間を延長する(9時20分まで)
- (5) ライティング・カフェに必要なスペースを増設する(東松山、板橋両方)

- 3 特別支援を必要とする学生への支援

キャンパス・バリアフリー化を専門家の意見を聞いた上でより一層進めること。

- 4 留学生への支援



4-1 留学生の生活・勉学の支援を抜本的に強化すること。とくに、奨学金制度や相談体制、アルバイト斡旋、多言語サービス等を充実させること。留学生会館(宿泊施設)の設置計画を進めること。

4-2 国際交流センターに任期付特任教員ではない一般専任教員を配置すること。

## 高校

大学の図書館を一高生にも使用できるようにすること。

# VI 施設・設備の改善

## 大学・高校共通部分

### 1 防災・減災性能が高いキャンパスの構築

- (1) 外部専門家のアドバイスに基づき、危機管理体制構築の一環としてハザードマップや防災マニュアル、防災・減災体制の確立を進めること。
- (2) 各キャンパスで防災訓練を実施すること。特に板橋キャンパスでは大学・高校共催で防災訓練を進めること。
- (3) 構内の自動販売機を防災対応とすること。

### 2 環境配慮型キャンパスの構築

- (1) 省エネ・省資源・環境への負荷低減の計画を策定・公表すること。
- (2) 東松山キャンパスにおいて、家屋屋上にソーラーパネルの設置を進め、災害時の補助電源として利用可能にすること。
- (3) 板橋キャンパス生協隣の喫煙場所を他の目立たない場所に移動させること。

### 3 スクールバスについて

- (1) 東松山校舎の学バスの運行について、ピーク時の増便を行うこと。
- (2) 浮間舟渡～板橋校舎および赤羽～板橋校舎、練馬～板橋校舎間のバス便を設けること。

- 4 090、080、050、0120 への発信を、事務室以外、大学の研究室や高校の電話機においても可能にすること。
- 5 東松山市や他大学（電大、山村短大）と連携して、高坂駅を快速、快速急行の停車駅にする交渉をすること。

## 大学

- 1 教員からの意見を集約し、机・椅子の位置を変えられる教室を増やすこと。
- 2 東松山キャンパス再開発のスケジュールを明らかにして学内の意見を十分に聴取し、透明性の維持に努めること。
- 3 両キャンパスにおいて、各教室から警備室、教務事務室または学部事務室への緊急連絡を可能にする電話を設置すること。
- 4 教室の視聴覚機器に関し、CPRM およびブルーレイ(BD)に対応した装置を設置すること。

## 高校

- 1 高校校舎の劣化に伴い、大規模修繕及び備品の更新を行うこと。

## VII 情報公開・その他

- 1 大学の学部・学科、大学院や学園の各附設校の改廃・新設に当たっては、全学園に対し、情報を公開して計画的に進めること。
- 2 地域連携センターのオープンカレッジ、北京事務所などの財務状況について、明らかにすること。
- 3 危機管理・緊急対応・行動計画の緻密な事前準備を周知すること。  
いざことが起こった場合、これに即応し、混乱が生じる前に適切な対応・行動指針を「効果的な通知方法」を使って学生を含む当事者にすみやかに通報するシステムが全く整備されていない。また、それぞれの部署・組織における緊急連絡網を作成し、配布・携帯させる指示も必要である。

以上